

特定非営利活動法人子どもパートナーズ HUG っこ
自己評価委員会規約

(目的及び設置)

第1条 特定非営利活動法人子どもパートナーズ HUG っこ (以下、「当法人」という) の業務運営全般に係わる機関評価を実施するために、自己評価委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(任務)

第2条 委員会は機関評価を行い、その結果を自己評価報告書としてとりまとめて理事長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、及び委員により構成する。

2 委員長は、理事長が指名する理事とする。

3 委員は、理事2名及び当法人外部の有識者5名 (以下「外部委員」という。) をもって構成する。ただし、委員長は必要に応じて委員会の構成員を追加することができる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、当法人の定期総会後から次年度の定期総会までの期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部委員)

第5条 外部委員は、十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できる者から、理事長が委嘱する。

2 外部委員は、当法人の業務が効率的かつ効果的に進められているかという視点から意見を述べるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は当法人事務局が担当する。

(その他)

第10条 この規則に定める事項の他、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

委員への謝金は年額5000円とする。

この規則は、令和4年4月1日から施行する